

## WAON 加盟店におけるオートチャージに関する特約

### 第1条 (目的)

1. 本特約は、WAON利用加盟店規約（以下「本規約」という）に付随して、加盟店（以下「甲」という）がWAONのオートチャージを利用することに関し、甲とイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「乙」という）との間におけるWAONのオートチャージに係る契約関係を定めるものとする。
2. 本特約における用語の定義は、本特約に別途定める場合を除き、WAON利用約款及び本規約と同義とする。

### 第2条 (オートチャージ)

1. 甲は、WAON取扱店舗においてオートチャージを実施するWAON端末を指定し、予め乙に所定の書面又は記録媒体をもって届け出、乙の承認を得るものとする。又、オートチャージを実施するWAON端末の追加・取消しについても同様とする。なお、オートチャージを実施する端末は、本規約に含まれる端末の範囲内で指定するものとする。
2. オートチャージを行うことのできるWAONカードは、予めWAON発行者、カード発行者及びオートチャージの利用代金を利用者との間で精算をするクレジットカードまたはキャッシュカードを発行する事業者（以下「決済カード発行者」という）が承認したカードとする。

### 第3条 (オートチャージの円滑な実施)

1. 甲は、正当な理由なく、利用者からのオートチャージの求めを拒絶してはならない。
2. 甲は、利用者からオートチャージに関し、苦情、相談を受けた場合、また利用者との間において紛議が生じた場合には、その原因が自らにある場合、自己の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。なお、利用者からの苦情等に関し、WAON発行者または決済カード発行者の責めに帰すべき場合は、対象となる事業者へ連絡するものとする。

### 第4条 (オートチャージの取扱禁止)

甲は、利用者からオートチャージを求められたときであっても、次の各号に該当する場合は、オートチャージを行ってはならない。その場合、甲は、必要に応じて、利用者に対し、オートチャージを行うことができない理由を説明するものとする。

- (1) 利用者から提示されたWAONカードについてWAON端末に無効である旨の表示がなされた場合
- (2) 利用者から提示されたWAONカードのオートチャージの利用について、決済カード発行者が認めなかった場合
- (3) システムやネットワークの障害時、又はシステムの保守管理に必要な時間その他やむを得ない事由により、乙がWAONのチャージを行わないものと甲に通知した場合

### 第5条 (オートチャージ情報の通信及びオートチャージ金額の確定)

1. 甲は、オートチャージを行ったWAONカードの番号、オートチャージ金額その他オートチャージに

関する情報（以下「オートチャージ情報」という）を、乙の定める通信手段・手順等により乙の指定する情報処理センター等に送信するものとする。

2. オートチャージ金額は、前項のオートチャージ情報を乙の指定する情報処理センター等が受信した時点で、甲と乙の間においては確定するものとする。

#### 第6条（WAON 加盟店チャージ手数料、WAON チャージ金額の精算）

1. WAON 利用加盟店規約第5条第2項に基づき、オートチャージについては、甲がチャージに関する事務を行うことに対する手数料は支払われないものとする。
2. 甲が本特約に定めた内容に違反したことが原因で、オートチャージ利用代金の請求について、利用者と WAON 発行者又は決済カード発行者の間で紛議が発生した場合、甲はオートチャージ金額の支払義務を利用者にかわり WAON 発行者または決済カード発行者から求められる場合もある。

#### 第7条（偽造及び変造された電子的情報の取扱い等）

1. 甲は、WAON 取扱店舗における WAON 端末が受領したオートチャージ情報が、偽造又は変造されたものであることが判明した場合には、乙にその旨を直ちに通知するとともに、当該オートチャージ情報の取扱いについて、甲と乙又は WAON 発行者、決済カード発行者との間で協議の上対処するものとする。
2. 万一、甲が前項に定める乙への通知を怠った場合は、甲は、当該取引に係るオートチャージ金額の支払義務を、WAON 発行者または決済カード発行者から求められる場合もある。
3. 紛失・盗難された WAON カードが使用されてオートチャージ金額が発生した場合、又は、偽造・変造されたオートチャージ情報によるオートチャージ金額が発生した場合に、乙が甲に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、甲は誠実に協力するものとする。

#### 第8条（オートチャージ業務の委託）

1. 甲は、乙が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本特約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとする。
2. 甲は、前項に基づき、本特約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合は、当該委託先及びその従業員をして、本規約及び本特約を遵守させるものとする。

#### 第9条（契約期間）

本特約の有効期間は、本契約に準じるものとし、原因の如何を問わず本契約が終了した場合は、同時に本特約も終了するものとする。

#### 第10条（任意解約）

前条に拘わらず、甲又は乙は、書面をもって3ヶ月前までに相手方に対し予告をし、本特約を解約できるものとする。この場合、その後は本契約のみが継続するものとする。

#### 第11条（解除）

前条に定めるほか、乙は、甲が本特約に定める義務のうち、不履行に陥り、その是正を求める書面による催告を受領するも、当該不履行を治癒しないなど甲との間で本特約を継続し難い事由が生じたと判断した場合は、甲にその旨を通知することにより、本特約のみを解除することができる。

#### 第12条（契約終了後の措置）

1. 本特約が終了した場合でも、契約終了日までに行われたオートチャージは有効に存続するものとし、甲及び乙は、当該オートチャージを本特約に従い取扱うものとする。但し、甲と乙が別途合意をした場合はこの限りではないものとする。
2. 甲及び乙は、本特約が終了した場合には、直ちに WAON 端末について、オートチャージの中止措置を施すものとする。

#### 第13条（WAON 利用加盟店契約）

甲は、本特約に定めるほか、WAON に関する事項については、WAON 利用約款及び本規約の定めに従うものとする。

#### 第14条（信義則）

本特約に変更の必要を生じた場合、又は本特約及び WAON 利用加盟店規約に定めのない事項、若しくは疑義が生じた事項については、甲及び乙は、双方誠意をもって協議の上決定するものとする。